

中央環境審議会自然環境部会 小委員会の廃止について（案）

1. 自然環境部会に設置されている小委員会

- ① 自然公園小委員会
- ② 温泉小委員会
- ③ 野生生物小委員会
- ④ 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会
- ⑤ 南極地域の環境の保護に関する小委員会

2. 廃止する小委員会について

I 南極地域の環境の保護に関する小委員会

廃止理由	環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵの締結に向けた担保措置等について検討を行うため、令和6年5月に設置し、令和8年2月までに4回開催し、当該担保措置について議論され、結果として、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第36号）が制定された。これにより審議に一区切りがついた。
主管省庁及び 庶務担当部局 課室	環境省自然環境局自然環境計画課
根拠規定	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	令和6年5月
所掌事務 （設置理由）	環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵの締結に向けた担保措置を審議する。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律の概要

環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵの締結に向けて、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態について、主宰者による対応措置の実施の義務付け等の措置を講ずる。

■ 背景

- 近年、南極地域における観光船舶数が増加し、船舶からの油流出事故等により環境上の緊急事態※が発生する蓋然性が高まっている。

※南極の環境に対し重大かつ有害な影響を及ぼすような偶然の事故

- 南極において環境上の緊急事態が起こった場合の責任を定める附属書Ⅵを発効に近づけるため、国内担保を図り、附属書Ⅵを締結する必要がある。

- 我が国でも、民間の旅行会社による南極観光船等が就航し、国の事業としては南極地域観測事業を継続的に実施しており、本法律により、環境上の緊急事態が発生した際に、的確な対応が行われる。

- * 条約発効要件は、附属書Ⅵ採択時の全ての南極条約協約国（28か国）による締結。
2026年1月現在、19か国が締結済み。
- * 2026年5月、広島において南極条約協約国会議開催予定。

■ 主な改正内容

- 事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し：事前確認の対象となる南極地域活動に、南極大陸への上陸を伴わない観光船や科学的調査船を追加。
- 附属書Ⅵ（環境上の緊急事態から生ずる責任）：以下の内容を追加。



アデリーペンギンの営巣地 南極観光の様子



環境上の緊急事態（イメージ図）

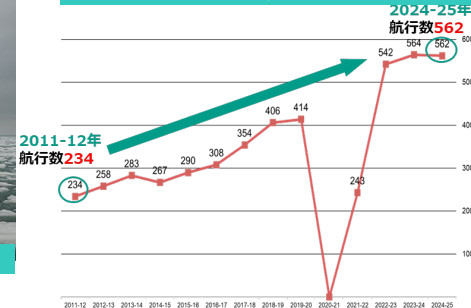
南極条約（1961年発効）

- ・ 南極地域の平和的利用
- ・ 科学的調査の自由と国際協力の促進
- ・ 領土権主張の凍結 等

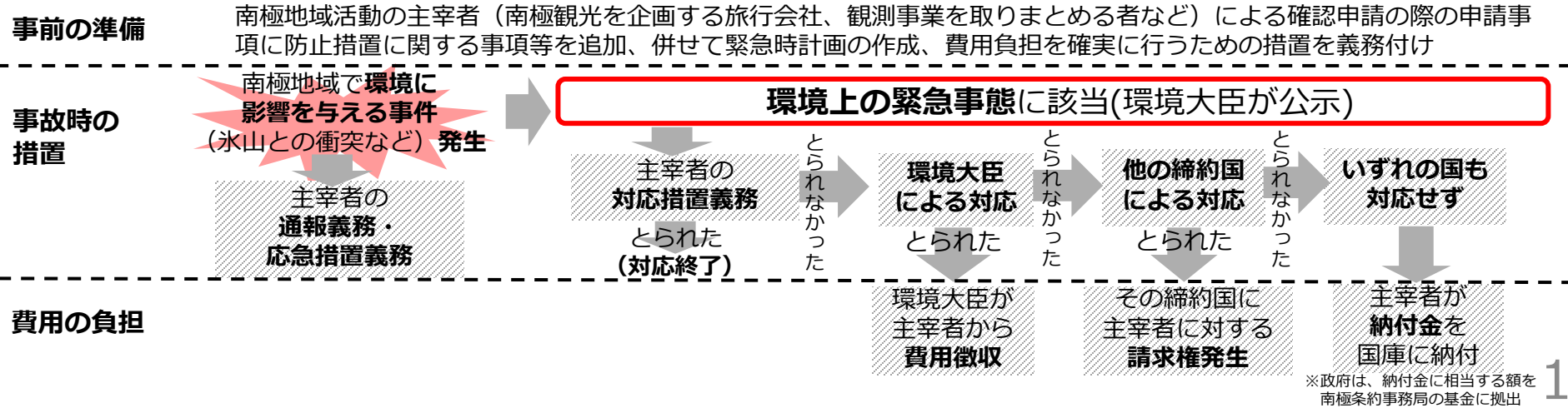
環境保護議定書（1998年発効）

- 発効済み
- 附属書Ⅰ 環境影響評価
 - 附属書Ⅱ 南極の動物相及び植物相の保存
 - 附属書Ⅲ 廃棄物の処分及び廃棄物の管理
 - 附属書Ⅳ 海洋汚染の防止
 - 附属書Ⅴ 地区の保護及び管理
 - 附属書Ⅵ 環境上の緊急事態から生ずる責任（未発効）

環境保護議定書の構造



南極観光を行う船舶の航行数の推移
(出典：IAATO(国際南極旅行業協会)資料)



※政府は、納付金に相当する額を南極条約事務局の基金に拠出

第48回南極条約協議国会議（ATCM48）結果概要



日時・場所等

日時：2026年5月11日（月）～5月21日（木）

場所：広島国際会議場（広島市）

参加者：44か国（うち協議国29か国、その他の締約国15か国）から400名以上が参加。

結果概要（環境関連）

- 南極環境保護議定書の**附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）**について、日本から、国内担保するための**改正南極環境保護法案が国会審議中であることを紹介し、各国に早期締結を呼びかけ。**
- **コウテイペンギン**について、絶滅が危惧される状況にあるとの認識が共有され、適切な管理手法に関し議論を継続することで一致。
- **南極観光の増加及び多様化等に対応するため規制・管理**の具体的な方法及びモニタリングの手法等を議論。**会期間にも議論を継続することで一致。**
- 南極における**気候変動とモニタリング**に関する環境保護委員会及び南極海洋生物資源保存に関する科学委員会の合同**ワークショップを開催。**
- 2件の南極特別保護地区を指定。



ANTARCTIC TREATY
CONSULTATIVE MEETING
May 11 - 21, 2026 Hiroshima, Japan